

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

(第17条関係)

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数に乗じる金額を28万円(現行は27万5千円)とする。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を51万円(現行は50万円)とする。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成31年4月1日

(2) 改正後の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割+平等割）を軽減している。

$$\left[\text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割+平等割）}} \right]$$

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	—	33万円以下
5割	現行	33万円 + <u>27.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 ^(※) 数) 以下
	改正案	33万円 + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	現行	33万円 + <u>50万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
	改正案	33万円 + <u>51万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

(※) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 143万円以下 (給与収入 約230.3万円以下)	合計所得 233万円以下 (給与収入 約358.7万円以下)
改正案	合計所得 145万円以下 (給与収入 約233.1万円以下)	合計所得 237万円以下 (給与収入 約363.9万円以下)

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号の額を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号の額を超えることができない。</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。</p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、令第29条の7第4項第8号の額を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>275,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>500,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる</p>

改正後	改正前
<p>額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

保発0125第2号
平成31年1月25日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成31年4月1日に施行されます。

下記改正政令の趣旨及び内容について御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「平成31年度税制改正の大綱」（平成30年12月21日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

改正政令は、平成31年4月1日から施行すること。

政 令

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成三十一年一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高年齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。
第十八条第四項第一号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同項第四号中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十五号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令
内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十万円」を「五十一万円」に改める。
第二十九条の七第二項第九号中「五十八万円」を「六十一万円」に改め、同条第五項第一号中「五十万円」を「五十一万円」に、「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同項第三号口中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同号八中「五十万円」を「五十一万円」に改める。
附則第四条第二項第六号中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。
3 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

告 示

示

○財務省告示第二十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成三十年十二月二十五日に買入銷却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十一年一月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価運動・十年）	第二十二回	八十四億円	百三円八十七銭
"	第二十三回	三十五億円	百三円六十七銭
"	"	十五億円	百三円六十九銭
"	"	十五億円	百三円七十一銭
"	"	十五億円	百三円七十三銭
"	"	二十億円	百三円七十五銭
"	"	十六億円	百三円七十七銭
合 計		二百億円	

○厚生労働省告示第十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、安全帯の規格（平成十四年厚生労働省告示第三十八号）の全部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

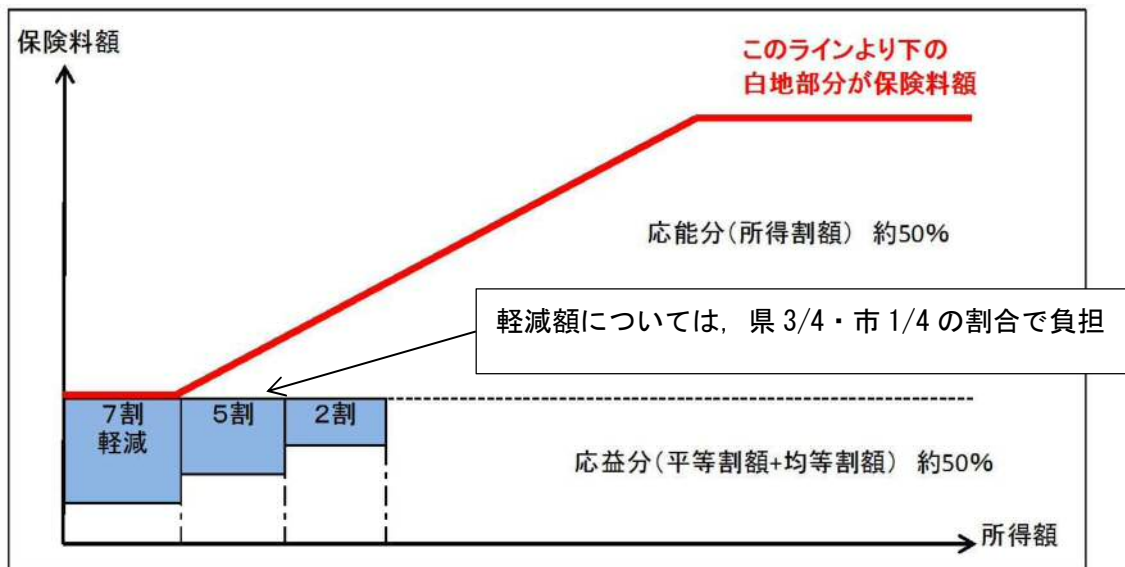
（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 フルハーネス 墜落を制止する際に墜落制止用器具を着用した者（以下「着用者」という。）の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿等において支持する構造の器具をいう。

【参考資料】 保険料軽減制度の概要

所得が低い世帯は、保険料のうち定額の応益分について世帯の所得に対する負担が過重になるため、これを緩和するために一定の所得以下の世帯について保険料を減額する制度（昭和38年創設）。現在は所得基準の段階により、応益分に対して7割、5割、2割を軽減する。



○軽減基準の算定方法：世帯主と国保加入世帯員の所得の合計

7割軽減→33万円以下

5割軽減→33万円+※世帯人数×(A)以下

2割軽減→33万円+世帯人数×(B)以下

	H27	H28	H29	H30	H31
(A)	26万円	26.5万円	27万円	27.5万円	28万円
(B)	47万円	48万円	49万円	50万円	51万円

○近年の軽減基準の見直しについて

平成26年度に消費税率の引き上げと一体となった社会保障の充実と安定化の一環として、軽減対象世帯の拡大が行われた。平成27年度以降は、毎年経済動向などを踏まえ5割、2割軽減について基準の見直しが行われている。

○芦屋市の軽減状況

7割軽減該当・・・国保加入世帯の約3割

5割軽減該当・・・国保加入世帯の約1割

2割軽減該当・・・国保加入世帯の約1割

○H30年度の基準

【夫婦と子ども2人の世帯(4人が国保加入)で給与収入のみの場合】

7割軽減該当・・・給与収入約98万円(所得33万円)以下

5割軽減該当・・・給与収入約230.3万円(所得143万円)以下

2割軽減該当・・・給与収入約358.7万円(所得233万円)以下